

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } がこの規定に  
 { (ニ) 取得 }

該当するものである旨を証明します。

所有者の住所	
所有者の氏名	
家屋の所在地	糟屋郡篠栗町大字
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落

篠税第 号

令和 年 月 日

篠栗町長 三 浦 正

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。  
 (注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。